

物価高騰での生活改善、地域経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を
静岡県の最低賃金を時間額 1,500 円以上にすることを求める要請

静岡地方最低賃金審議会会長 殿
静岡労働局長 殿

2025 年 月 日

● 要 請 趣 旨 ●

最低賃金は 2024 年の改定によって、静岡県は時間額 1,034 円となりました。しかし時間額 1,034 円では、月額 160,270 円 (7.75 時間×20 日)、年収 1,923,240 円であり、年収 200 万円以下のワーキングプアの状況を脱することはできません。恒常的な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。私たちが取り組んできた「最低生計費試算調査」で普通に生活するには、時給 1,500 円以上が必要であることがわかっています。最低賃金近傍で働く労働者の賃金の大幅引き上げは喫緊の課題となっており、今すぐに静岡の最低賃金を時間額 1,500 円以上にすることを求めます。

最低賃金を大幅に引き上げるためには、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる実効ある支援策と特別な財政措置を国の責任として、実施することを政府に求めます。

また、審議会の運営規程では「会議は原則として公開とする」とありますが審議会の会議傍聴や議事録は一部分の開示のみとなっていて運営規程から逸脱しています。他県と比べても開示状況は大きく遅れています。最低賃金審議会（専門部会含む）のすべての審議を公開し、意見陳述の場を作ることは、憲法に規定された国民の知る権利を擁護する立場からも重要です。

最低賃金法の第一条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び…（途中省略）…国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と記載されています。しかし審議会の審議（議事録）は生計費を考慮した内容とはなっていません。生計費原則を考慮した審議で賃金額を決定することを求めます。

以上の趣旨に基づいて、下記の事項について要請いたします。

● 要 請 事 項 ●

1. 静岡県の最低賃金を時間額 1,500 円以上にすること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。
3. 最低賃金審議会のすべての審議を公開し議事録も残すこと。また意見陳述の場を作ること。
4. 最低賃金（時間額）額の審議にあたっては、「非消費支出を含む資料」「単身の勤労世帯の資料」等を用い生計費原則を考慮し決定すること。

氏 名	住 所
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村

※この署名用紙は、静岡地方最低賃金審議会と静岡労働局に提出する以外に個人情報を利用されることは一切ありません

【取扱団体】 静岡県労働組合評議会